

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年4月4日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 追加議案 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（33名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君
17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君
20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君
23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君
26番 野村 茂 君	28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君
30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君

○欠席委員（2名）

27番 林 修美 君 36番 武藤 隆夫 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会主任主査	田口 旭 君
農業委員会事務局係長	内田 千夏 君	洞戸事務所 係長	古田 考幸 君
板取事務所 係長	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 係長	森 太桂弘 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 3月28日に岐阜県農業会議の総会があり新しい農政の在り方について説明がありました。制度も色々と変化してくると予測されますが、何かありましたら農務課の担当者から説明していただきたいと思います。

それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 昨年からは農業情勢も色々と変化しています。中間管理機構の創設、六次産業化による機械の導入、新規就農者への支援、新たな試みとして関市の農業を広く知っていただくために、農家を訪問しての農業体験等様々な事業を新年度も企画しています。農業委員の皆様にはまた協力していただくことになると思いますがよろしくお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 本年度もよろしくお願いします。4月に職員異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

（職員紹介）

今後とも、どうかよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、27番 林修美委員、36番 武藤委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

35番 岩田幸子委員、2番 大竹 誠委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

議案の1ページをお願いします。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道富岡駅南東130mほどに位置する畑、15㎡及び田、225㎡です。

譲受人は、長年、譲渡人の土地を耕作しており、今回、譲受人の永小作権と譲渡人の所有権を交換し、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑及び田で農地性有りを確認しました。

2番の案件は位置図が2ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は上日立集会場の東150mほどなどに位置する農振農用地である田4筆2、463㎡です。

使用借人は、農業経営の拡大のため、申請地を借用したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

使用貸借の期間は、10年間としています。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

3番の案件と同時許可案件です。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、上日立集会場の東南東280mに位置する農振農用地である田、548㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、千足体育館の東200mほどに位置する田2筆、1850㎡です。

譲受人は、親である譲渡人より申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

5番の案件は位置図が同じく5ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保下名倉地内及び富之保下名倉地内、上之保浄化センターの北東30mほどに位置する田、457㎡、および農振農用地である田、1721㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営を縮小するため、譲渡人に譲り渡すものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの1件、計5件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 2番（大竹 誠君） 1番について異議ありません。

○ 3番（東山武司君） 2番、3番について異議ありません。

○ 18番（中村睦明君） 4番について異議ありません。

○ 21番（土屋尊史君）、22番（土屋顯弘君） 5番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の5件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページになります。

1番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道富岡駅北北西340mほどに位置する国道418号線沿いにある登記地目は畑、現況地目が宅地119㎡です。

申請人は、申請地の東側に自己の住宅を建築するにあたり、申請地に物置、車庫も併せて建築したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、下有知地内、今宮公民センターの北北西170mに位置する国道156号沿いの田4筆、3528㎡です。

申請人は、農業経営が困難になってきたため申請地に太陽光発電施設を設置し、売電収入を得て、生活費に充当したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上2件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 2番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は5ページになります。

1番の案件は位置図が8ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、鋳物師屋7丁目地内、関中央病院の西140mほどなどに位置する登記地目が田、現況地目が畑2筆、336㎡です。

使用借人は、市外にアパート住まいで、現在の住居が手狭になってきたため、申請地を妻の母から借り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である妻の母は、娘の夫の申し出に応じ、申請地を貸し付けるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

使用貸借の期間は、30年間としています。

農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が9ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、下有知地内、めぐみの農協本店の西200mほどに位置する県道沿いの田2筆、570㎡です。

賃借人は、自動車賃貸業を営んでおり、申請地を借り受けて自動車賃貸業店舗を建築したいというもの。賃貸人は、遠方に居住しており、農業経営が困難であったため、賃借人の申し出に応じるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、20年間としています。

事業計画変更の1番の案件と同時許可案件になります。

3番の案件は位置図が10ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下有知地内、きくいけ整形外科の北東70mほどに位置する田2筆、993㎡です。

賃借人は、不動産業を営んでおり、申請地を借り受けて建売分譲住宅敷地として利用したいというもの。賃貸人は、多忙により農業経営が困難であったため、賃借人の申し出に応じるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内にあるため、第1種農地と判断しますが、集落接続の要件を満たしています。

賃貸借の期間は、50年間としています。

4番の案件で位置図は11ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下有知地内、今宮公民センターの南200mほどに位置する農振農用地である畑2筆、213㎡です。

賃借人は、土木建設業をしており、申請地付近にて高速道路の工事を請け負い、申請地を借り受けて重機等の駐車場や資材置き場として利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

賃貸借の期間は、27年4月30日までの1年間としています。

5番の案件は位置図が12ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東本郷通5丁目地内、東本郷公園の北西90mほどに位置する田2筆、439㎡です。

申請人は、親子で、子である使用借人は、現在居住している賃貸住宅が手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である母は、子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

使用貸借の期間は、60年間としています。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

事業計画変更の2番の案件と同時許可案件になります。

6番の案件は位置図が13ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東町地内、東本郷公園の西南西180mほどに位置する畑、741㎡です。

申請人は夫婦で、妻である使用借人は、現在住んでいる建物の老朽化や、作業場などのため手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である夫は、妻の申し出に応じ、申請地を貸し付けるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

使用貸借の期間は、35年間としています。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、戸田地内、戸田転作促進技術研修センターの南西200mほどに位置する畑2筆、772㎡です。

譲受人は、現在の住居が手狭になってきたため申請地を譲り受け、自己用の住宅、庭、駐車場を建築したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦する区域に近接する概ね10ha未満の農地に該当するため、第2種農地と判断します。

8番の案件は位置図が15ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は新田地内、新田公民センターの南西50mほどに位置する田2筆、974㎡です。

賃借人は、テント製造、販売業を営んでおり、申請地を借り受けてテント製造・製作工場及び駐車場用地として利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、30年間としています。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が同じく16ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの北東210mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、120㎡です。

譲受人は、自らの経営する寺院の参拝者駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け駐車場を整備したいというものです。

譲渡人は、農地の維持が困難になってきたため、申し出に応じ申請地を譲り渡すというもの。3月17日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

事業計画変更の3番の案件と同時許可案件になります。

10番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの北東170mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が畑一部宅地、313㎡です。

譲受人は、申請地の北側にある住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自宅離れ及び駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑一部宅地の状況であったため、始末書の添付があります。隣接農地の承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、武儀川 宮前大橋の北東540mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地4筆、1685.75㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己用住宅一棟を建築したいというもの。譲渡人は、不動産業を経営しており、26年2月に申請地の転用許可を受け所有権を譲り受けたこの案件を、今回、譲受人の強い申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

事業計画変更の4番の案件と同時許可案件になります。

なお、申請地は、分譲住宅一棟及び盛土をしないため、1000㎡を超えますが関市開発要綱案件には該当しないとのことです。

12番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸菅谷地内、下菅谷集会場の西50mほどに位置する畑10筆、2738.3㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置したいというもの。譲渡人は、譲受人の強い申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦する区域に近接する概ね10ha未満の農地に該当するため、第2種農地と判断します。

事業計画変更の5、6番の案件と同時許可案件になります。

以上、所有権移転に関するもの5件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計12件につきまして、ご審議をお願いいたします。

以上、所有権移転に関するもの8件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計10件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。

○8番（大澤慶一君） 2番、3番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 4番について異議ありません。

○2番（大竹 誠君） 5番、6番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 7番について異議ありません。

- 16番（山本 武君） 8番について異議ありません。
- 17番（足立孝弘君） 9番、10番について異議ありません。
- 25番（永井博光君） 11番について異議ありません。
- 26番（野村 茂君） 12番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の12件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの5件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計12件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

議案は10ページになります。

1番の案件は位置図が20ページになります。

申請地は、下有知地内、めぐみの農協本店の西200mほどに位置する県道沿いの田、290㎡です。

当初事業計画者は、昭和46年8月28日付け5条の転用許可により、自己用の住宅敷地として利用する予定であったが、東京に転居することになったため、計画が頓挫したというもの。承継者は、当初事業計画者より、申請地を譲り受け、自動車賃貸業店舗として利用したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田と確認しました。

5条申請の2番の案件と同時許可案件になります。

2番の案件は位置図が21ページになります。

申請地は、東本郷通5丁目地内、東本郷公園の北西90mほどに位置する田2筆、439㎡です。

当初事業計画者は、平成15年10月28日5条転用許可により、一般住宅を建築する予定であったが、資金計画に支障をきたしたため、計画が頓挫したというもの。承継者は、家族が増え、住居が手狭になってきたため、母である当初事業計画者より、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

5条申請の5番の案件と同時許可案件になります。

3番の案件は位置図が22ページになります。

申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの北東210mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、120㎡です。

当初事業計画者は、昭和45年1月28日5条転用許可により、自己用の住宅を建築する予定であったが、資金面や利便性に支障をきたしたため、計画が頓挫していたというもの。承継者は、隣にて寺院を経営しており、参拝者駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場として整備したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

5条申請の9番の案件と同時許可案件になります。

4番の案件は位置図が23ページになります。

申請地は、武芸川町跡部地内、武儀川宮前大橋の北東540mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地4筆、1685.75㎡です。

当初事業計画者は、平成26年2月28日5条転用許可により、住宅を建築し販売する予定であったが、その後、承継者の強い要望により申請地を譲り受けたいとのことで、今回承継人に譲り渡すというもの。承継者は、県外に居住しており、申請地が大変気に入り、当初事業計画者より、申請地を自己用住宅敷地として譲り受け、住宅を建築したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。

5条の11番の案件と同時許可案件になります。

5番の案件は位置図が24ページになります。

申請地は、洞戸菅谷地内、下菅谷集会場の西50mほどに位置する畑2筆、779㎡です。

当初事業計画では、平成12年3月28日5条転用許可により、建築資材置き場を建築する予定であったが、その後、資材置場の利用申し込みがなく、資金計画の目途が立たなかったため、計画が頓挫したというものです。

変更後の事業計画は、資材置場敷地の規模を縮小し、地元建築業者に貸し付けたいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

最後に6番の案件は位置図が25ページになります。

申請地は、洞戸菅谷地内、下菅谷集会場の西50mほどに位置する畑9筆、2644.3㎡です。

当初事業計画者は、平成12年3月28日5条転用許可により、建築資材置き場を建築する予定であったが、その後、資材置場の利用申し込みがなく、資金計画の目途が立たなかったため、計画が頓挫したというものです。承継者は、申請地を譲り受け、申請地に太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行いたいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

以上、6件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 8番（大澤慶一君） 1番について異議ありません。

○ 2番（大竹 誠君） 2番について異議ありません。

○ 17番（足立孝弘君） 3番について異議ありません。

○ 25番（永井博光君） 4番について異議ありません。

○ 26番（野村 茂君） 5番、6番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○ 21番（土屋尊史君） 昭和46年に許可したものがそのまま農地になっていて、今回事変で申請されているが、そんなに昔のものの許可がいまでもいきるといえるのはいかがなものか。目的通りに遂行されなかったものは一度、頃合いをみて取消、再申請しないといけないのではないのでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 現状の法律では一度許可したものを農業委員会の意向で取り消すことは不可能です。ただし、農業委員や事務局が、目的通りに遂行されているか確認していくことは大事だと考えます。

○議長（深川俊朗君） 許可後、そのまま放置されて40年も経過しているのは問題です。今後、

農業会議とも話し合いながら対応を考えていきたいと思えます。そのほかに、質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の6件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは次に、議案第5号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について説明させていただきます。この点検、評価、活動計画につきましては、平成21年度より、国から「農業委員会の適正な事務実施について」という指導により、「前年度の活動の点検・評価」及び「新年度の目標と活動計画」を策定し、地域の農業者からの意見や要望を反映させ、市民への周知を行うものであります。

別紙様式1「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきまして、1ページからは、法令事務に関する点検として、総会開催の周知状況、議事録の公表、農地法、農地転用、総会での審議等についての点検項目と実施状況についてかかれています。

6ページからは、法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価、8ページからは、促進等事務に関する評価として、認定農業者担い手の育成についての現状課題、目標達成に向けた活動、これらの各項目についての地域の農業者からの意見を集約し記入する内容となっております。

次に別紙様式2「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」につきまして、1ページには法令事務（遊休農地に関する措置）、2ページからは、認定農業者担い手の育成について、それぞれ現状・課題・目標・活動計画等について掲載し、地域の農業者からの意見を集約し記入する内容となっております。

この案を関市のホームページに1カ月掲載し、市民からもご意見をいただき、計画に反映させたいと考えております。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第5号を原案のとおり決定いたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回3件の届出があります。議案は22ページになります。

番号1の案件は借入人が古川廣美です。

富之保地内の農用地内の田2筆、964㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成26年2月28日です。

番号2の案件は賃借人が有限会社 芥見農産です。

山田地内の農用地内の田3筆、3539㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成26年3月10日です。

番号3の案件は賃借人が尾口文良です。

下有知地内の田2筆、993㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成26年3月14日です。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は5月7日午前10時からの予定です。

また、4月の主な行事予定は、4月16日が転用申請等受付締切日で、4月17日、18日が転用申請等現地確認日で4月25日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後11時10分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 6 4 1 番地

㊟

3 5 番 関市武芸川町跡部 1 4 0 7 番地 9

㊟

2 番 関市肥田瀬 1 6 0 1 番地 1

㊟
